

## 会津布引高原風力発電所設置事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境を有する地域であるとともに、良好な水環境を有する猪苗代湖の源流域にも位置するなど環境保全上重要な地域であることから、事業の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう、環境保全に最大限配慮すること。
- (2) 施設計画や工事計画等の事業計画の検討に当たり環境への影響の回避・低減に配慮した内容について、できる限り詳細かつ分かりやすく環境影響評価書に記載すること。また、事業の内容については落雷等に対する安全対策も考慮した適切な施設設計を踏まえたものとする。
- (3) 環境保全措置については、その効果をできる限り具体的に環境影響評価書に記載すること。また、環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用する等して、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 予測において使用した設定条件については、その妥当性を明らかにすること。
- (5) 工事中又は供用開始後に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (6) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。

### 2 大気環境について

- (1) 工事に伴い交通量が大きく増大する地区があるとともに、工事関連車両のうち大型車の割合が多いことから、車両の運行による騒音等の影響をできる限り低減するよう、工事関連交通量の低減や平準化に努めるとともに、車両の運行時期や時間帯を地域の状況に配慮して適切に設定すること。
- (2) 風力発電施設の稼働に伴い低周波音が発生することが考えられることから、その影響について環境影響評価書に記載すること。

### 3 水環境について

工事に伴う水の濁りについては、環境保全目標を「浮遊物質量として 200mg/l 以下」としているが、下流域の動植物の生息・生育環境や猪苗代湖の水質への影響をできる限り低減する観点から、より低い環境保全目標を設定すること。また、濁水対策については、十分な容量の沈砂タンクを設置し適切に維持管理するなどの適切な措置を講じるとともに、必要に応じて事後調査を実施すること。

### 4 自然環境について

- (1) 風力発電施設が鳥類や周辺の樹木等に与える影響について、事後調査を実施するとともに、関連する情報の収集に努め、新たな知見が得られた場合は、必要に応じて専門家の意見を踏まえて適切な措置を講じること。
- (2) 事業の実施が渡り鳥の渡りに与える影響について、専門家の意見を踏まえて調査、予測及び評価すること。
- (3) 対象事業実施区域に近接してオオタカの営巣が確認されており、その他にも対象事業実施区域の周辺に猛禽類が営巣している可能性があることから、今後とも猛禽類の営巣状況の把握に努め、新たな営巣が確認された場合は、専門家の意見を踏まえて、事業による影響が最小限となるよう、適切な措置を講じること。また、対象事業実施区域は、周辺に生息する猛禽類の餌場として利用されていることから、事業による猛禽類の餌動物への影響についても、できる限り低減するように努めること。
- (4) 水生生物の現地調査については、調査時期に偏りが見られるので、事業の実施に当たっては、より詳細な状況の把握に努めること。
- (5) 対象事業実施区域が年間を通じて風が強い場所であることから、植物の予測・評価においては、粉じんによる影響も考慮すること。
- (6) 事業の実施に当たり樹木の伐採や枝払いを行う場合は、必要最小限の伐採等とすること。
- (7) 哺乳類、両生・爬虫類及び淡水魚類については、「ふくしまレッドリスト」に掲載された種に対する影響についても予測及び評価すること。

### 5 景観について

- (1) 航空障害灯の設置や風車のブレード先端の塗装を行うに当たっては、景観にも配慮

し必要最小限の基数等とすること。

- (2) 施設の設置に当たっては、関係機関や地域住民との協議を行うなどして、施設の配置及び色彩等が周辺の自然景観と調和するよう配慮すること。

#### 6 その他の環境要素について

電波障害の予測については、影響の有無及び影響の程度の根拠を具体的にかつ分かりやすく示すこと。

#### 7 その他

- (1) 上記1から6の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

- (2) 環境影響評価書の記載に当たっては、上記1から6の内容を十分に踏まえたものとする。